

有効期間満了日 令和9年3月31日まで

熊交規第65号

令和3年1月21日

道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)は令和2年5月27日に、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第329号)、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和2年国土交通省令第90号)、特定車両停留施設の構造及び設備に関する基準を定める省令(令和2年国土交通省令第91号)、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和2年内閣府・国土交通省令第5号)及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件(令和2年国家公安委員会告示第50号)は令和2年11月20日に公布され、いずれも令和2年11月25日に施行された。

これに伴う交通警察の対応については、別添「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」(令和2年12月14日付け警察庁丙規発第24号。以下「警察庁通達」という。)及び「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う対応に係る細目的事項について(通達)」(令和2年12月14日付け警察庁丁規発第139号)により示されたとおりであるので、交通規制課と関係の上、適切に対応されたい。

※ 警察庁通達「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」及び「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う対応に係る細目的事項について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。